

(案)

資料2

令和6年(2024年) 月 日

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔 様

箕面市通学区域審議会
会長 増田 昇

箕面市通学区域の設定等について(一次答申)

令和5年10月19日付けR05箕子政第583号による箕面市教育委員会からの諮問の内、諮問事項1「船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域の設定について」に対し、慎重に審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、箕面市通学区域審議会条例第2条の規定に基づき、別添のとおり答申する。

なお、諮問事項2については、引き続き審議を行い、後日答申するものとする。

(案)

1 審議経過

今回の審議会では、次の2つの事項を諮問された。

- ・ 諮問事項1「船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域の設定について」
- ・ 諮問事項2「交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化及び過去に課題とされた地域の現状の確認について」

諮問事項1については、今後の船場新設校建設にかかる構想・計画・設計を進めていく上で急がれることから、令和5年10月19日及び12月15日に開催した当審議会でも先行して審議した。

また、諮問事項2については、平成29年度から令和2年度にかけて、地域の方々からも意見を聴取しながら、当時の審議会にて丁寧に審議をしてきた結果一定の合意を得たものの、課題も残されていたことから、諮問事項1と比べ審議に時間を要することが想定されるため、諮問事項1と切り離し審議を進めることとした。

2 諮問事項1に対する答申

第五中学校を移転し、新設校を施設一体型校舎とすることで、中小学校、(仮称)船場小学校、第五中学校の3校の状況に変化が生じる可能性があることから、この3校区について通学区域の審議を行った。

この内、中小学校、(仮称)船場小学校の通学区域については、平成29年度から令和2年度にかけて慎重に検討したものであり、その当時から小学校の位置や交通状況等については変化が生じていないことから、中小学校及び(仮称)船場小学校については、通学区域の変更は必要ないものとした。

なお、審議の中では、中小学校から施設一体型校舎である第五中学校へのスムーズな進学を実現する取り組みについて重点的に意見を交換し、教育委員会が示した取り組みに対して一定の理解を得た。また、当通学区域は、当時の審議会、地域住民が参加したワークショップ、パブリックコメントでも、大きな反対意見がなく概ね合意がとれていたものであった。

一方、第五中学校については、学校の位置が変わることから、通学条件の変化について審議した。

その結果、第五中学校の移転により、学校が中学校区の中心に位置することから、通学上著しく不利益が生じるエリアがなく、今後人口定着が進んでいく船場

(案)

東地区にとっては、中学校までの通学距離が短縮されることが確認できた。また、第五中学校の移転先予定地の周辺道路については、見通しの良さ、歩道の整備状況、信号設置の状況等の面で、現在の第五中学校と比べ、通学の安全性は向上するものと考えられる。

以上のことから、第五中学校区についても、変更の必要がないものとした。

なお、審議の過程では、校種変更による「学校敷地面積/校区面積」という指標への影響やコストへの影響について、教育委員会の説明に対し一定の理解を得た。また、中小学校区内だが比較的新設校に近い地域に居住する児童への特例措置についても事務局の考え方を確認し、新設校だけの特例措置は必要がないこと、並びに過去に決定していた校区再編に伴う経過措置が十分にとられることについても一定の理解を得た。

上記の検討を経て、当審議会としては、諮問事項1「船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域の設定について」に対しては、令和2年教育委員会規則第十四号からの通学区域の変更は必要ないものと答申する。